

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、先月発生した熊本地震により、多くの尊い命が失われ、多数の負傷者が出たほか、家屋や公共施設等に甚大な被害が生じました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、いまだ避難生活を強いられている多くの被災者の方々が一日も早く通常の生活を取り戻し、被災地が速やかに復旧するよう心から願ってやみません。

県といたしましては、DMATをはじめとする医療・救護チームのほか、建築、行政等の職員を現地に派遣するなど、全国知事会や関係機関と連携しながら支援を行って参りました。

引き続き、被災者の方々の一日も早い生活の再建と被災地の復旧のため、できる限りの協力をして参りたいと考えております。

一方、本県においても、昨年9月の関東・東北豪雨により甚大な被害が発生し、これまで、早期復旧に向け、市町をはじめ関係機関等と連携しながら取り組んできたところであります。今後とも、一日も早い復旧を目指し全力を挙げて参ります。

次に、去る5月12日、宇都宮市内において関東地方知事会議を開催いたしました。

この会議で私は、関東地方知事会の会長として、地方分権改革の推進など12の事項について各都県の知事と意見を交わし、国への提案・要望をとりまとめるとともに、1都9県が連携・協力して、熊本地震の被災地支援に取り組むことを決議いたしました。

次に、「とちぎ元気発信プラン」及び「とちぎ創生15^{いちご}戦略」につ

いてであります。

今後5年間の県政の基本指針である「元気発信プラン」については、今年度スタートしたところであり、5つの重点戦略に掲げた、とちぎを元気にする18のプロジェクトを積極的に展開し、本県が目指す将来像「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向け、全力を傾注して参ります。

また、本県版まち・ひと・しごと創生総合戦略である「15^{いちご}戦略」については、今年度から事業実施が本格化することから、「実施計画2016」を作成し、各戦略の実効性を高めることとしたところであります。今後、「15^{いちご}戦略」の取組の評価・検証等に関して、専門的見地から意見を聴取するため、産・官・学・金・労・言等の有識者による評価会議を設置するほか、県と全市町で構成する「とちぎ地方創生推進会議」を活用しながら、オール栃木体制で、まち・ひと・しごと創生への力強い潮流を生み出して参ります。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた事前キャンプ地誘致についてであります。

本県では、昨年北京で開催された世界陸上競技選手権大会に向けたハンガリー陸上競技選手団の事前キャンプを受け入れた実績を踏まえ、ハンガリー選手団の事前キャンプの誘致を目指すことといたしました。これに関連し、先般、本県が同国のホストタウンとして登録されるよう、国に対し、申請を行いました。ホストタウンに登録された後は、県民のハンガリーに関する理解促進を図るほか、同国との相互交流を深め、多くの競技種目で事前キャンプが実現するよう取り組んで参り

ます。また、引き続き他の国についても、誘致活動を進めて参ります。

次に、デスティネーションキャンペーン、いわゆるDCについてであります。

JRグループと地域が一体となって取り組む国内最大規模の観光キャンペーンであるDCにつきましては、平成30年春の本県での開催が決定したところであります。今後、DCの成功に向け、市町や県内各界の代表者による推進組織を立ち上げ、観光資源の更なる掘り起こしと磨き上げに取り組むなど、万全の準備を進めて参ります。

次に、足利銀行の持株会社である足利ホールディングスと常陽銀行の経営統合についてであります。

先月発表された経営統合の最終合意において、両行の本店を宇都宮、水戸の両市に引き続き設置するとともに、本年10月に発足する統合持株会社に新たに「地域創生部」を設置するなど、地域密着、地方創生の観点にも十分配慮されたものと考えております。

県といたしましては、統合による経営基盤の強化により、相乗効果を最大限に発揮し、今般県が構築した「とちぎ地域企業応援ネットワーク」と連携しながら、中小・小規模企業の振興、ひいては本県産業・経済の発展に大きく貢献されるよう強く期待しております。

次に、指定廃棄物の処理についてであります。

国は、今後の処理促進に資するため、指定廃棄物の放射能濃度の再測定を実施する考えであり、今月23日に開催した市町村長会議において、その実施方法等について、井上環境副大臣から説明があったところであります。

今後、保管者や保管市町の同意を得て再測定が実施されることとなりますが、県といたしましては、再測定自体が目的ではなく、再測定で現状を把握した後に、指定廃棄物を一日も早く安全に処理することが重要であると考えております。

このため、国に対しては、本県の実情を踏まえた適切な対応を引き続き要請して参りますとともに、県としてもこの問題の解決に向けて、役割を果たして参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例6件、その他の議案6件の計12件であります。このほか報告2件であります。

まず、第1号議案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額を引き上げるため、栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

第2号議案は、住民基本台帳法に基づき、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務を定めること等のため、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正するものであります。

第3号議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号を利用することができる事務等を定めるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、地方税法の一部改正等に伴い、栃木県県税条例等の一部を改正するものであります。

第5号議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、認定こども園に係る教育及び保育に従事する者の数の算定に関する特例を設けるため、認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、栃木県高等学校等修学資金の返還に係る延滞金の利率を6月^{つき}について5%から2.5%に引き下げるため、栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部を改正するものであります。

第7号議案から第9号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第10号議案及び第11号議案は、工事請負契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

第12号議案は訴えの提起について議決を求めるものであります。

報告第1号は、栃木県立病院の診療料金等に係る債権の放棄に関する報告であります。

報告第2号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。